



記者発表資料

平成30年11月 9日

【同時発表先】鳥取県政記者会、鳥取市政記者クラブ、倉吉記者クラブ、米子市政記者クラブ

災害対策基本法に基づく 「雪害時における放置車両等移動訓練」を とうはくぐん ゆり はまちょう 東伯郡湯梨浜町で実施します

【目的】

国土交通省では、災害対策基本法に基づき、道路管理者が緊急車両の通行を確保するために行う立ち往生（スタック）車両・放置車両の移動作業手順及び器具使用方法の習得を目的とした実働訓練を以下のとおり実施します。

- 日 時：平成30年11月12日（月）10：00～12：00
- 場 所：国土交通省 倉吉河川国道事務所 湯梨浜スノーステーション
（東伯郡湯梨浜町地内 ※別添1参照）
- 主 催：国土交通省 倉吉河川国道事務所、鳥取河川国道事務所
- 協力機関：倉吉警察署、鳥取県、JAF鳥取支部
- 訓練概要：① JAF鳥取支部による車両移動時の移動作業手順、器具の使用方法及び移動時における留意事項の説明
②車両移動訓練
（※別添2参照）

取材については、全て公開で実施します。撮影等も可能ですが、重機を使用しての訓練ですので安全のため現地職員の指示に従い行動していただきますようお願いいたします。
なお、気象条件等により訓練を中止する場合があります。

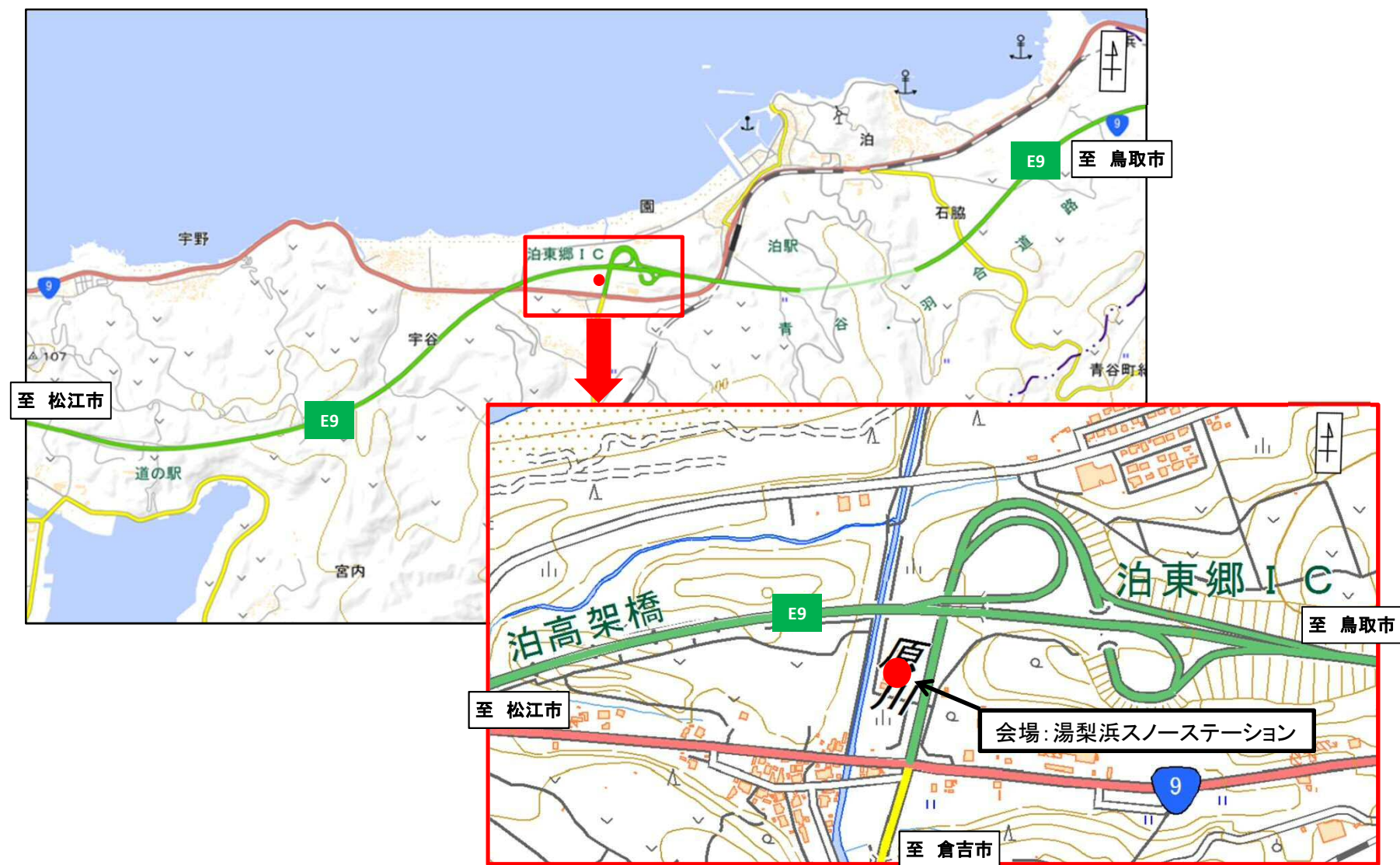
本資料は倉吉河川国道事務所、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」で公開しております。
倉吉河川国道事務所ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/>
鳥取河川国道事務所ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

最新の通行止め規制情報は：<http://www.cgr.mlit.go.jp/road/>
道路の異常を発見したら・・・道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ

【問い合わせ先】

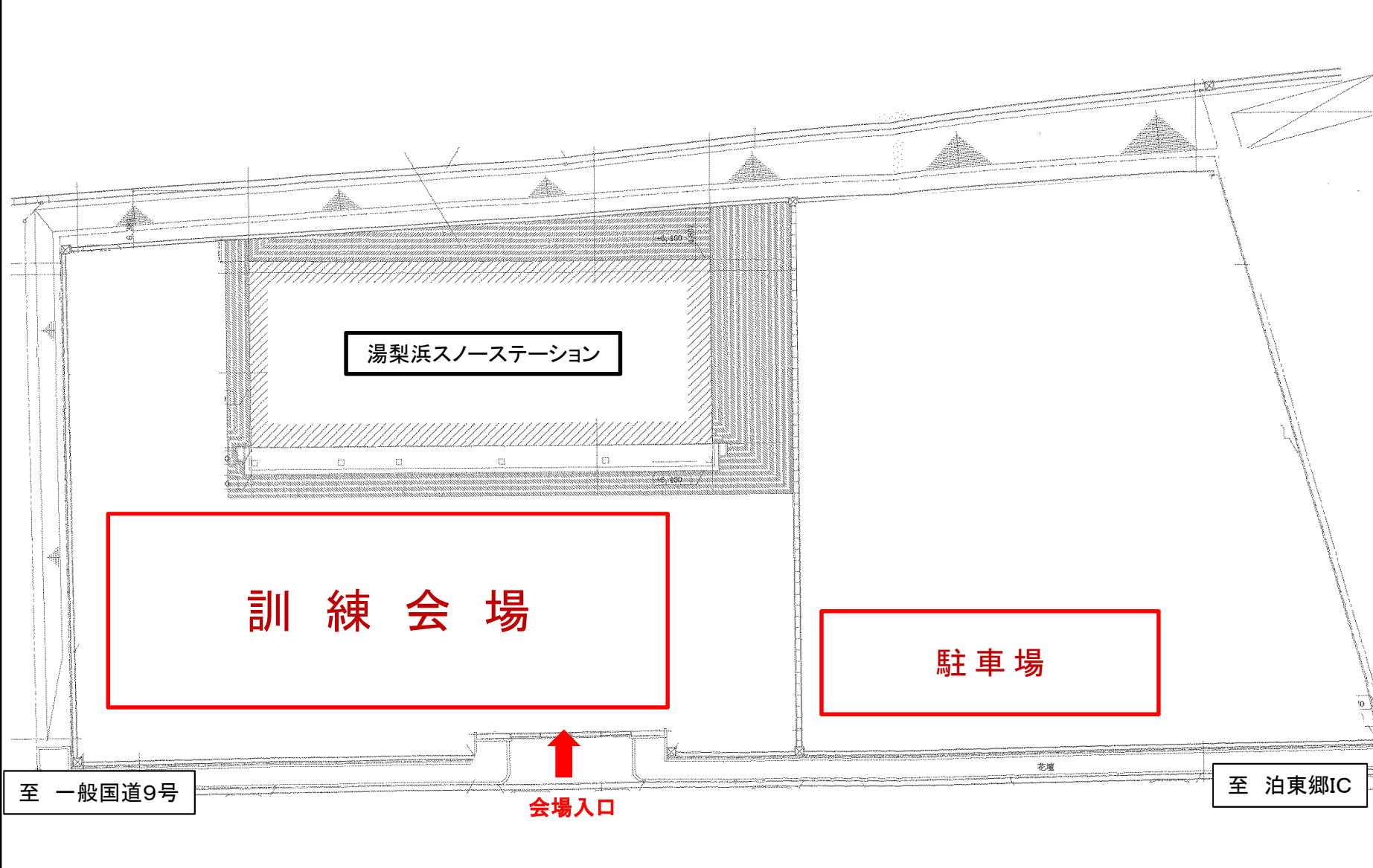
- 国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所
- ・TEL（0858）26-6221（代表）
 - ・副所長（道路） 景山 浩孝（かげやま ひろたか）
 - 〈担当〉 道路管理課長 神田 浩（かんだ ひろし）
 - 〈広報担当窓口〉 調査設計第二課長 谷本 尚久（たにもと なおひさ）
- 国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所
- ・TEL（0857）22-8435（代表）
 - ・総括保全対策官 熊中 龍彦（くまなか たつひこ）
 - 〈担当〉 道路管理第一課長 角本 弘道（かくもと ひろみち）

位置図



出典：国土地理院ホームページ (<http://portal.cyberjapan.jp>)
※地理院地図(電子国土Web)を加工して使用しています。

平面図



別添2

訓練内容

1. 使用方法の説明

JAF鳥取支部から、車両の移動時における留意点及び器具の使用方法の説明

2. 車両移動訓練

1. スタック車両の発見
2. 放置車両移動に必要な災害対策基本法に基づく指定区間道路の指定手続き及びその周知に必要な手続き
3. 指定区間道路である旨の掲示
4. 放置車両と判断された車両の移動前の記録
5. 放置車両の移動開始
6. 放置車両と判断された車両の移動後の記録

※通行止めや区間指定に際し、県警の協力を得ることを想定

訓練想定(イメージ)

1. JAF鳥取支部による器具使用方法の説明



2. 車両移動訓練

災害対策基本法の指定区間指定手続き



除雪機械による大型車移動

車両移動の記録



除雪機械による大型車移動



重機による車両の吊り込み移動



人力による車両移動



●災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

※資料は、内閣府記者発表資料より引用